様式第六(第十六条、第九十九条、第百条、第百二十七条、第百四十四条、第百七十四条、第百七十六条、第百 九十五条、第二百六十五条関係)

変 更 届 書

業	務	0	種	別							
許口	可番号	番号及び		年月日			号		年	月	日
	、製造		名	称							
業月	所又は	店舗	所在	E地							
変	事		項			変	更	前	変	更	後
更											
内											
容											
変	更	年	月	日			年	月	日		
備	*業務を行う役員の変更の場合、変更後の役員について、下記項目の該当の有無を記入すること。										
	(1) 法第75条第1項の規定により 許可を取り消されたこと (2) 禁錮以上の刑に処せ こと									せられた	
	(3) 薬事に関する法令又はこれに 基づく処分に違反したこと							(4) 後見開始の審判を受けていること			
考											

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、薬局、第1種医薬品、第2種医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは第1種医療機器、第2種医療機器、第3種医療機器若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録認証機関、一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、卸売一般販売業、薬種商販売業、配置販売業若しくは特例販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業、管理医療機器の販売業若しくは賃貸業又は医療機器の修理業の別を記載すること。

なお、様式第 114 による届書に記載された事項に変更を生じた場合における令第 74 条第1項の規定による届書の場合は、業務の種別欄に、赤字で「輸出用」と付記すること。

- 4 医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、 この届書は地方厚生局長に提出する場合にあっては正本1通及び副本2通、厚生労働大 臣又は都道府県知事に提出する場合にあっては正本1通提出すること。
- 5 管理医療機器の販売業又は賃貸業にあっては、許可番号、認定番号又は登録番号及び 年月日欄にその販売業又は賃貸業の届出を行った年月日を記載すること。
- 6 配置販売業にあっては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
- 7 管理者の変更の場合は、変更後の管理者が薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の 登録番号及び登録年月日を、責任技術者の変更の場合は、変更後の責任技術者が第 91 条第1項から第4項までのいずれに該当するかを変更後欄に付記すること。
- 8 業務を行う役員の変更の場合は、備考欄に、変更後の役員が法第5条第3号イからハまでのいずれかに掲げる者又は成年被後見人に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載すること。
- 9 認定外国製造業者にあっては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。 また、署名をもって押印に代えることができるものとする。